

|                               |                 |  |
|-------------------------------|-----------------|--|
| 平成 27 年<br>4 月 1 日<br>第 111 号 | <h1>全植検協通報</h1> | 《 発行 》<br>一般社団法人全国植物検疫協会<br>東京都千代田区内神田 3-4-3<br>Tel 03 (5294) 1520 |
|-------------------------------|-----------------|--|

## 近年追加された輸入禁止措置について

### 1 従来の輸入禁止措置

日本の植物検疫制度では「従来からの植物の輸入禁止措置」は、輸入禁止対象病害虫を予め決め、それらの寄主植物を原則として輸入禁止としている。そして、完全殺虫・殺菌技術を開発した国について、一国ごと、寄主植物の種類ごと（時には品種ごと）に輸入を解禁し、開発された殺虫・殺菌処理を相手国で行った場合にのみ輸入できる。

例：チチュウカイミバエの発生地域からのその寄主植物である多くの果物、果菜類は原則輸入禁止。

また、輸入解禁の対象は主に害虫でくん蒸や温度処理が主な解禁技術である。

このように従来からの輸入禁止措置は、制度としては比較的単純であった。

### 2 新たな輸入禁止措置の追加

近年においては以下のように新たな輸入禁止措置が追加され、輸入禁止措置の多様化及び複雑化が進んでいる。

#### (1) 輸出国での栽培地検査が必要な植物の野生のものの輸入禁止措置

平成 8 年の植物防疫法の改正により特定の検疫病害虫の侵入を防ぐため、新たに輸出国での栽培地検査が必要な植物が定められ、輸出国の植物防疫機関による栽培地検査が行われ、対象の検疫病害虫が植物に付着していない旨を記載した検疫証明書の添付が輸入の条件とされた。その対象として現在 23 種の病害虫（種子伝染性病害や根部寄生センチュウ）の寄主植物が定められている。これらの植物で野生のものについては、栽培地検査す

ることは実際の問題として困難であることから、原則として輸入禁止とされた（植物防疫法施行規則で、「栽培されたもの」は輸入禁止措置から除外されている。）。

例 テンサイシストセンチュウの寄主植物であるメキシコ産アブラナ属植物の野生のもの地下部は原則として輸入禁止。

なお、野生のものでも試験研究等を目的に輸入する場合は、従来からの輸入禁止措置と同様に農林水大臣の許可を受ければ輸入することができる。

#### (2) 輸出国で熱処理、精密検査等が行われていない植物の輸入禁止措置

平成 23 年の植物防疫法施行規則の改正により、特定の検疫病害虫の寄主植物について輸出国での熱処理や精密検査を実施し、輸出国の検疫証明書にこれらが実施された旨記載することとされ、このような記載がない場合は原則として輸入禁止となった（どの輸出国であっても日本の要求する検疫措置（熱処理等）を実施し、その旨を植物検疫証明書に記載すれば輸入が認められる。）。

この禁止措置の対象検疫病害虫、主な対象植物及び検疫措置を整理すれば表 1 の通りである。

例 *Phytophthora kernoviae* の寄主植物である英国産のコナラ属植物の葉は、71℃以上で 75 分間以上の熱処理が行われたことが検疫証明書に記載されていない場合は原則として輸入禁止。

従来からの輸入禁止措置対象果実の中には、例えばマンゴーの生果実（ミバエ類の寄主植物）のように国ごとに開発された互いによく似た温度基準

の蒸熱処理を行うことを条件に各国ごとに合計 10 カ国からの輸入解禁がおこなわれている。このように殺虫処理に関するデータが蓄積されてきている品目については、*Phytophthora kernoviae* の寄

主植物のようにすべての国に対して一定の蒸熱処理を実施したことを検疫証明書に記載することにより輸入をみとめるよう関係国から要請されることも考えられる。

| 対象検疫病害虫   | 対象植物(例示)   | 検疫措置               |
|---|--|--------------------|
| 菌類<br><i>Phytophthora kernoviae</i><br><i>Phytophthora ramorum</i>  | コナラ属の葉、枝等（土壌被覆用）<br>モクレン属の葉、枝等（土壌被覆用）  | 熱処理                |
| ウイルス<br><i>Pepino mosaic virus</i>  | ギンギン属の生植物(栽培用)   | 血清学的診断又は<br>遺伝学的診断 |
| ウィロイド<br>ジャガイモヤセイモウィロイド<br><i>Columnea latent viroid</i><br><i>Mexican papita viroid</i><br><i>Tomato apical stunt viroid</i><br><i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> | ダリア属の生植物(栽培用)<br>数種のグロキシニア属の生植物(栽培用)<br>ソラヌムカルディオフィルム属の生植物（栽培用）<br>ケストルム属の生植物(栽培用)<br>バーベナ属の生植物(栽培用) | 遺伝学的診断             |

表 1 熱処理・精密検査の対象となる病害虫・植物及び検疫措置

### ウメ輪紋ウイルスの防除状況

ウメ輪紋ウイルス（Plum pox virus＝P P V）は、平成 21 年にウメの名所である東京都の青梅市に日本で初めて確認された。このウイルスに罹るとモモやスモモでは果実表面への輪紋の出現や落果により減収することが知られている。ウメでは葉がまだらになったり、輪紋ができたり、花卉が斑入りになる。寄主植物は、サクラの類を除くサクラ属でモモ、スモモ、ネクタリン、アンズなどである。

P P V に罹るとウイルスを媒介するアブラムシの防除による蔓延防止及び感染樹の伐採以外には防除の方法がない。

#### 1 緊急防除の開始

青梅市での発生確認後行われた平成 21 年の全国緊急調査により 3 都県 7 市町村での発生が確認さ

れた。また、急遽 P P V の危険度評価が行われた。その結果 P P V は、日本に定着・蔓延の危険性があり、モモ、スモモ等の果実の経済的損失は大であるとされた。こうして発生確認翌年の平成 22 年から都道府県の協力を得て国が自ら実施する緊急防除が実施されることになった。

なお、本ウイルス発生国の寄主植物（苗木・穂木だけでなく観賞用切枝を含む栽培の用に供し得るもの）を輸入する際には、平成 23 年 3 月の植物防疫法施行規則の改正により輸出国での栽培地検査が必要となった。

緊急防除は、寄主植物の移動規制、発生調査、感染植物の処分及び媒介昆虫の防除が主な内容である。

## 2 寄主植物の移動規制

平成 22 年 1 月に制定された「プラムポックスウィルスの緊急防除に関する省令」によれば「緊急防除地域内にある寄主植物は国の植物防疫官が行う検査の結果 P P V に感染していないと認める旨を示す表示を付したものでなければ緊急防除区域以外へ移動してはならない。」とされている。

なお、P P V の危険度評価報告書によれば果実は、通常食用に供され、残渣は家庭ゴミとして処分されるので、感染の可能性は無視できるとされ、移動規制から除外されており、防除地域以外への移動（販売）が可能である。

## 3 発生調査

|       | 調査樹数         | 感染樹数        | 備 考  |
|-------|--------------|-------------|--|
| 防除地域  | 本<br>357,094 | 本<br>19,619 | 緊急防除実施年：東京都(21~26)、埼玉県(22~26)、大阪府(26)、兵庫県(25,26)   |
| 防除地域外 | 1,522,352    | 2,848       | 感染樹確認年：東京都(21~26)、茨城県(21~25)、埼玉県(24)、神奈川県(21)、滋賀県(22~24)、三重県(25~26)、和歌山県(25~26)、愛知県(26)、大阪府(22~26)、兵庫県(24、26)、奈良県(22~26) |
| 計     | 1,879,446    | 22,467      |  |

表 2 P P V 発生調査結果

## 4 防除

これまでの発生調査により感染樹が確認された 11 都府県のうち、国の緊急防除地区に指定されているのは東京都、埼玉県、愛知県、大阪府及び兵庫県の 5 県内の発生区域で、防除地域の指定、寄主植物の移動規制、感染樹の伐採等が実施されてきている。その他の県においては感染樹数が少ないためか国による防除地域の指定は行われていないが、感染樹伐採は県の協力により行われてきている。平成 25 年度の伐採の対象は、以下の通りである。これらの伐採については国の費用により損害が補償されている。

- (1) 販売等用植物

P P V の日本における発生状況を知るため緊急防除地域として定められた地域内とその周辺の果樹園、公園、民家の寄主植物が毎年調査されている。また、緊急防除地域以外の全国の果樹母樹生産園地、苗生産地域、果樹生産地域、公園などについても都道府県の協力の下に毎年発生調査が行われており、その概要は表 2 の通りである。平成 21 年から 26 年の 6 年間に約 188 万本の寄主植物が調査され、11 都府県 43 市町村で 22,467 本（緊急防除地域 19,619 本、緊急防除区域外 2,848 本）の感染樹が確認されている。なお、感染樹は多くがウメであろうと推定されるが、樹種が公表されていないため詳細は不明である。

原則として、緊急防除区域内において、苗、

植木、鉢植え等の販売、譲渡、貸与等を前提に  
所有される全ての寄主植物

- (2) (1) 以外の移動制限植物

- ① 感染樹が園地内に存在する寄主植物の 10%  
以上の場合

園地内の寄主植物の全て。

- ② 感染樹が園地内に存在する寄主植物の 10%  
未満の場合

園地内の寄主植物のうち、感染樹とその隣接する少なくとも 2 列の樹。

こうして伐採された感染樹は、平成 21 年から 25 年の 5 年間に 378,578 本に達している。このうち

239,289本(63%)は、平成24年の兵庫県伊丹市での伐採である。これはそれまでの感染樹の確認は多くが果実の生産園や公園、庭木であったが、伊丹市では同年に寄主植物苗木(樹種については報告されていないがウメであろうと推定される。)の多くの生産園地で感染樹が確認された。このため、苗木の販売によるPPVの伝搬を防ぐため、感染樹が確認された苗生産園地においては、感染樹、非感染樹を問わず全ての寄主植物の伐採が行われたことによる。その影響は、平成25年にも続き、同年に伐採された82,993本のうち54,806本(66%)は、兵庫県伊丹市で伐採されたものである。平成26年のPPVの防除状況はまだ公表されていないが、公表されている同年の発生調査結果

によれば、感染樹数は少ないことから、伊丹市の感染樹の伐採はほぼ終了したものと思われる。

なお、これまでにPPVが根絶されたと判断されたのは、平成21年に感染樹が確認され、速やかな伐採が行われ、その後3年間の発生調査において感染樹が全く確認されなかった神奈川小田原市のみである。

PPVは、日本ではウメが感染していることが多く、感染樹は果実の生産園地だけでなく、公園や民家の庭などにもあり、発生調査や感染樹の伐採は多くの困難を伴いつつ行われているものと推定される。このような事情もあり、根絶には今後かなりの時間と経費を要するものと考えられる。

| 都府県名 | 平成21年              | 22                  | 23                 | 24                 | 25                 | 計                   |
|------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 東京都  | 1,119 <sup>本</sup> | 15,440 <sup>本</sup> | 5,806 <sup>本</sup> | 9,901 <sup>本</sup> | 6,647 <sup>本</sup> | 38,913 <sup>本</sup> |
| 茨城県  | 1,053              | 53                  | 27                 | 708                | 57                 | 1,898               |
| 大阪府  |                    | 46                  | 37                 | 45                 | 3,496              | 3,624               |
| 兵庫県  |                    |                     |                    | 261,038            | 72,284             | 333,322             |
| その他  | 169                | 98                  | 20                 | 25                 | 509                | 821                 |
| 計    | 2,341              | 15,637              | 5,890              | 271,717            | 82,993             | 378,578             |

表3 P P V感染樹の伐採状況

【事務局だより】

今後の予定

平成27年5月20日： 第10回理事会(決議の省略による書面理事会)

- 議案・平成26年度事業報告及び決算報告
- ・公益目的支出計画実施報告書の承認
- ・総会の招集
- ・功労及び永年勤続表彰者の選定

6月17日： 第11回理事会及び第4回総会

- 議案・平成26年度事業報告及び決算報告
- ・任期満了に伴う役員を選任
- ・役員報酬

報告事項：平成27年度事業計画及び収支予算

(総会後に副会長等の互選のため、臨時理事会を開催予定)

6月下旬： 公益目的支出計画実施報告書の提出

【農林水産省通達等】

- 米国向け日本産ウンシュウミカンの輸出条件の緩和について(26年11月5日プレスリリース)
- 豪州向け日本産ブドウの輸出解禁について(26年12月16日プレスリリース)